

令和4年度茨城県総合がん対策推進モニタリング調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年度茨城県総合がん対策推進モニタリング調査を行うことに
関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

第2条 この調査は、県民の栄養摂取状況、生活習慣及びがんに関する意識・行動の状況
の実態を把握し、「茨城県総合がん対策推進計画―第四次計画―」及び「第3次健康いば
らき21プラン」の効果を確認するとともに、次期計画策定の基礎資料とすることを目
的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立し
て住居を維持する単身者をいい、「世帯員」とは「世帯」を構成する者をいう。

2 この要綱において、「世帯の代表者」とは、住居及び生計を共にする者の集まりのうち、
特に住居及び生計について代表して把握する者をいう。

(調査対象地区と客体等)

第4条 令和4年国民生活基礎調査地区より抽出した12地区（以降、県選定地区という。
ただし、国民健康・栄養調査実施地区を除く。）及び令和4年国民健康・栄養調査地区の
世帯及び世帯員を調査客体とする。

2 調査対象地区数は、県選定地区及び調査実施年度の国民健康・栄養調査地区をあわせ、
1保健医療圏あたり2地区とする。

3 県選定地区の抽出については、前項に規定する地区数を踏まえ、令和4年国民生活基
礎調査地区のうち、保健医療圏ごとに人口の多い上位1又は2市町村に属する調査地区
（国民健康・栄養調査実施地区を除く。）から、調査地区番号で無作為抽出して決定する。

4 知事は、前項の規定により抽出した調査地区より調査客体を選定したときは、当該選
定に係る者に対し、当該調査にかかる調査世帯に選定された旨及び依頼すべき調査内容
について通知するものとする。

(調査項目及び対象年齢)

第5条 本調査は、栄養摂取状況調査、生活習慣調査及びがんに関する意識・行動調査で
構成し、各調査項目及び対象年齢は下記のとおりとする。

(1) 栄養摂取状況調査

令和4年国民健康・栄養調査と同一とする。

(2) 生活習慣調査

令和4年国民健康・栄養調査と同一とする。

(3) がんに関する意識・行動調査

身長、体重及びがんに関するアンケート調査とする。

2 調査対象客体の年齢は、(1)及び(2)については令和4年国民健康・栄養調査と同
一とし、(3)に関しては満20歳以上の者とする。

(調査期間)

第6条 調査期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までとする。

- 2 栄養摂取状況調査については、令和4年国民健康・栄養調査との時期的乖離を避けるため、令和4年11月に実施することとする。

(調査の機関と組織)

第7条 本調査の取りまとめは、保健医療部健康推進課が行い、実地調査は各調査地区を管轄する保健所が行う。

- 2 保健所においては、管理栄養士をはじめとする保健所職員及び知事により委嘱された者が実地調査を行う。
- 3 令和4年国民健康・栄養調査実施地区については、国民健康・栄養調査調査員とともに実施する。

(調査票の作成)

第8条 栄養摂取状況調査のうち、食事記録法による調査については世帯の代表者又は食事づくりの担当者が作成することとし、それ以外の調査については世帯員が作成する。

(調査に関する秘密の保持)

第9条 この調査は、心身の状態や周囲の環境、生活習慣等について具体的な情報を取り扱うとともに、多数の関係者が携わるという特色を有することから、対象者に係る情報を適切に取り扱い、その情報を保護するものとする。

(結果の集計及び公表)

第10条 集計及び解析は、保健医療部健康推進課が行う。

- 2 結果の公表は、集計完了後すみやかに行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、健康増進法（平成14年法律第103号）及び茨城県統計調査条例（昭和36年条例第16号）の規定によるものとする。

- 2 この要綱の詳細については、別に定める要領によるものとする。

付則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。